

相模原市 指導監査基準 養護老人ホーム 編

項 目	頁	項 目	頁
I 施設管理		III 職員処遇	
1. 職員配置基準		1. 就業規則	
(1) 職員数	4	(1) 就業規則の整備	2 7
(2) 資格要件	6	(2) 労働時間	2 8
(3) 職員の専従	6	(3) 労使協定等	2 8
2. 規模	6	(4) 休日・休憩	2 9
3. 設備基準	6	2. 人事管理	3 0
4. 運営に関する基準		3. 衛生管理	
(1) 運営規程	9	(1) 職員の健康診断	3 0
(2) 施設長の責務	9	(2) 衛生管理者等の選任	3 1
(3) 生活相談員の責務	1 0	IV 会計	
(4) 勤務体制の確保	1 0	1. 会計処理	
(5) 非常災害対策	1 1	ア) 経理規定	3 3
(6) 循環式浴槽のレジオネラ症防止対策	1 2	イ) 管理組織の確立	3 3
(7) 衛生管理等	1 2	ウ) 現金の保管	3 3
(8) 協力病院等	1 3	エ) 施設経理区分の収入・支出	3 4
(9) 秘密保持	1 3	オ) 固定資産	3 4
(10) 苦情への対応	1 3	カ) 寄附金	3 5
(11) 地域との連携	1 5	キ) 契約事務	3 6
5. その他	1 5	2. その他	3 6
II 入所者処遇		V 措置費（運営費）支弁対象施設会計	
1. 処遇計画	1 7	1. 措置費（運営費）支弁対象施設	3 8
2. 処遇方針	1 7	(1) 措置費（運営費）支弁対象施設の会計基準の適用	3 8
3. 記録の整備	1 7	(2) 運営費の弾力運用要件	3 9
4. 入退所等	1 8	(3) 弾力運用の使途範囲	3 9
5. 身体拘束	1 9	(4) 前期末支払資金残高	4 1
6. 虐待	1 9	(5) 運営費の管理・運用	4 1
7. 食事	2 0		
8. 生活相談等	2 1		
9. 居宅サービス等の利用	2 2		
10. 健康管理	2 2		
11. 事故発生時の対応	2 2		
12. 衛生管理等	2 3		
13. その他	2 5		

<関係法令等>

- ・ 養護基準省令・・・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成41年7月1日厚生省令第19号）
- ・ 養護基準通知・・・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号）
- ・ 社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会・児童家庭局長連名通知）
- ・ 社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて（昭和49年8月20日社施第160号社会局施設課長・児童家庭局企画課長連名通知）
- ・ 社会福祉施設における火災防止対策の強化について（昭和48年4月13日社施第59号）
- ・ 社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について（平成11年11月26日社援施第47号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長・厚生省社会・援護局施設人材課長・厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長・厚生省児童家庭局企画課長連名通知）
- ・ 社会福祉施設における衛生管理について 別添：大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月31日社援施発第65号）
- ・ 社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について（平成8年7月19日付社援施第116号）
- ・ 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省社会・援護局長・厚生省老人保健福祉局長・厚生省児童家庭局長連名通知）
- ・ 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）
- ・ 高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成17年6月28日厚生労働省）
- ・ パートタイム労働指針・・・事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針（平成19年厚生労働省告示第326号）
- ・ 310号通知・・・社会福祉法人会計基準の制定について（平成12年2月17日社援第310号）
- ・ 会計基準・・・社会福祉法人会計基準の制定について（平成12年2月17日社援第310号別紙）社会福祉法人会計基準
- ・ 6号通知・・・社会福祉法人会計基準の制定について（平成12年2月17日社援第6号）
- ・ 7号通知・・・社会福祉法人における入札契約等の取り扱いについて（平成12年2月17日社援第7号）
- ・ 指導監督徹底通知・・・社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号）
- ・ 9号通知・・・措置費（運営費）支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について（平成12年2月17日社援施発第9号）
- ・ 運営費局長通知・・・社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成16年3月12日雇児発第0312001号）

施 設 管 理

I 施設管理

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
<p>1. 職員配置基準等 (1)職員数</p>	<p>1. 常勤の施設長が1人配置されていること</p>	<p>常勤とは、当該特別養護老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。 当該施設に併設される他の事業の職務であって当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たすもの。 施設長は、管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>養護基準省令第12条 養護基準通知第3-1</p>	<p><input type="checkbox"/> 常勤の施設長が配置されていない</p>	<p>C</p>
	<p>2. 医師は入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数配置されていること</p>		<p>養護基準省令第12条 養護基準通知第3-1</p>	<p><input type="checkbox"/> 医師が必要数配置されていない</p>	<p>C</p>
	<p>3. 生活相談員の数は常勤換算方法で入所者の数が30人又はその端数を増すことごとに1人以上であること</p>	<p>外部サービス利用型指定特定施設入所者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入所者生活介護事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」）では、生活相談員の必要数を常勤換算方法で1減じた数とすることができる。</p>	<p>養護基準省令第12条 養護基準通知第3-1</p>	<p><input type="checkbox"/> 生活相談員が必要数配置されていない</p>	<p>C</p>
	<p>4. 入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上の主任生活相談員を配置していること</p>		<p>養護基準省令第12条 養護基準通知第3-1</p>	<p><input type="checkbox"/> 主任生活相談員が必要数配置されていない</p>	<p>C</p>
	<p>5. 主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者であること</p>	<p>外部サービス利用型養護老人ホームのみ、入所者の処遇に支障がない場合に当該事業に係る他の職務に従事することができる。</p>	<p>養護基準省令第12条 養護基準通知第3-1</p>	<p><input type="checkbox"/> 専従で常勤の主任生活相談員がいない</p>	<p>C</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	<p>6. 支援員の数は常勤換算方法で一般入所者の数が15人又はその端数を増すごとに1名以上配置されていること</p> <p>7. 支援員のうち1人は常勤の主任支援員であること</p> <p>8. 看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」）が常勤換算方法で、入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上配置されていること</p> <p>9. 常勤の看護職員が1人以上配置されていること</p> <p>10. 栄養士が1名以上配置されていること</p> <p>11. 調理員、事務員その他の職員を当該養護老人ホームの実情に応じた適当数配置していること</p> <p>12. 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く）を行わせていること</p>	<p>一般入所者とは、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受けていない者とする。</p> <p>定員50人未満で、隣接する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ入所者の処遇に支障がない場合栄養士を配置しないことができる。</p> <p>調理業務の全部を委託している場合には、調理員を配置しないことができる。</p>	<p>養護基準省令第12条 養護基準通知第3—1</p> <p>養護基準省令第12条 養護基準通知第3—1</p> <p>養護基準省令第12条 養護基準通知第3—1</p> <p>養護基準省令第12条 養護基準通知第3—1</p> <p>養護基準省令第12条 養護基準通知第3—1</p> <p>養護基準省令第12条 養護基準通知第3—1</p> <p>養護基準省令第12条 養護基準通知第3—1</p> <p>養護基準省令第12条 社会福祉施設における防火安全対策の強化について 社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて</p>	<p><input type="checkbox"/> 支援員が必要数配置されていない</p> <p><input type="checkbox"/> 常勤の主任支援員がない</p> <p><input type="checkbox"/> 看護職員の数が必要数配置されていない</p> <p><input type="checkbox"/> 常勤の看護職員が配置されていない</p> <p><input type="checkbox"/> 栄養士が配置されていない（栄養士を置かない場合の要件不備を含む）</p> <p><input type="checkbox"/> 調理員、事務員その他の職員が適当数配置されていない</p> <p><input type="checkbox"/> 夜間及び深夜の時間帯を通じて職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く）を行う職員が1人もいない</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2)資格要件	13. 施設長は資格要件を満たしていること	施設長は次の資格要件を満たしていること。 (1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 (2) 社会福祉事業に2年以上従事した者 (3) (2)と同等以上の能力を有すると認められる者	養護基準省令第5条 養護基準通知第1-4	<input type="checkbox"/> 施設長が資格要件を満たしていない	C
	14. 生活相談員は資格要件を満たしていること	生活相談員は次の資格要件を満たしていること。 (1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 (2) (1)と同等以上の能力を有すると認められる者	養護基準省令第5条 養護基準通知第1-4	<input type="checkbox"/> 生活相談員が資格要件を満たしていない	C
(3)職員の専従	15. 職員は、施設の専従であること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでない	ただし書きの規定は、その他の職員について、同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼ねて勤務する場合等のみ適用していること。	養護基準省令第6条 養護基準通知第1-5	<input type="checkbox"/> 職員が専従していない <input type="checkbox"/> 兼務のできない職種の職員が兼務している <input type="checkbox"/> 兼務により入所者の処遇に支障が生じている	C C C
2. 規模	16. 20人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上）の人員を入所させることができる規模を有していること		養護基準省令第10条 養護基準通知第2-1	<input type="checkbox"/> 規模が不足している	C
3. 設備基準	17. 設備等は専ら当該養護老人ホームの用に供していること	ただし、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切な処遇が確保されている場合には入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備については、この限りではない。	養護基準省令第4条 養護基準通知第1-3	<input type="checkbox"/> 設備等が専用でない	C
	18. 養護老人ホームの建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であること		養護基準省令第11条 養護基準通知第2-2	<input type="checkbox"/> 耐火建築物又は準耐火建築物でない	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	<p>19. 養護老人ホームは右に掲げる設備等を設けていること</p> <p>20. 居室は基準を満たしていること</p>	<p>養護老人ホームは次の設備等を設けていること。ただし、他の社会福祉施設等の当該基準に適合した設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができる</p> <p>(1) 居室 (2) 静養室 (3) 食堂 (4) 集会室 (5) 浴室 (6) 洗面所 (7) 便所 (8) 医務室 (9) 調理室 (10) 宿直室 (11) 職員室 (12) 面談室 (13) 洗濯室又は洗濯場 (14) 汚物処理室（他の設備と区別されたスペースで足りる） (15) 霊安室 (16) 事務室その他運営上必要な設備 (17) その他の設備</p> <p>①廊下 ②常夜灯（廊下、階段、その他必要な場所） ③緩傾斜階段</p> <p>居室は次の基準を満たしていること。</p> <p>(1) 定員 1人 ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には2人とする事ができる。 (2) 地階に設けられていないこと (3) 入所者1人当たりの床面積は、10.</p>	<p>養護基準省令第11条 養護基準通知第2-2</p> <p>養護基準省令第11条 養護基準省令第13条 養護基準通知第2-2 養護基準通知第4 養護基準省令附則第2条（平成18年改正）</p>	<p><input type="checkbox"/> 設備等が不足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 居室は基準を満たしていない</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
		<p>6.5平方メートル以上とすること</p> <p>(4) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること</p> <p>(5) 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を備えること</p> <p>ただし、平成18年4月1日に現に存する養護老人ホームに係る居室については、次の項目を従前の例によることができる。</p> <p>(1) は、2人</p> <p>(3) は、3.3平方メートル</p>			
	21. 静養室は基準を満たしていること	<p>静養室は機能を十分発揮し得る広さ又は数を確保されており、次の基準を満たしていること。</p> <p>(1) 医務室又は職員室に近接して設けられていること</p> <p>(2) 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備が備えられていること</p> <p>(3) 居室の設備基準(2)(4)(5)を満たしていること</p>	<p>養護基準省令第11条</p> <p>養護基準通知第2-2</p>	<p><input type="checkbox"/> 静養室は基準を満たしていない</p>	C
	22. 食堂は基準を満たしていること	<p>食堂は、機能を十分発揮し得る広さ又は数を確保されていること</p>	<p>養護基準省令第11条</p> <p>養護基準通知第2-2</p>	<p><input type="checkbox"/> 食堂は基準を満たしていない</p>	C
	23. 洗面所は基準を満たしていること	<p>洗面所は、居室のある階ごとに設けられ、機能を十分発揮し得る広さ又は数が確保されていること。</p>	<p>養護基準省令第11条</p> <p>養護基準通知第2-2</p>	<p><input type="checkbox"/> 洗面所は基準を満たしていない</p>	C
	24. 便所は基準をみたしていること	<p>便所は、居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けられ、機能を十分発揮し得る広さ又は数が確保されていること。</p>	<p>養護基準省令第11条</p> <p>養護基準通知第2-2</p>	<p><input type="checkbox"/> 便所は基準を満たしていない</p>	C
	25. 医務室は基準を満たしていること	<p>医務室は、医療法第7条第1項に基づく許可を得ており、入所者を診療するために</p>	<p>養護基準省令第11条</p> <p>養護基準通知第2-2</p>	<p><input type="checkbox"/> 医務室は基準を満たしていない</p>	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4. 運営に関する基準 (1)運営規程	26. 調理室は基準を満たしていること	必要な医薬品及び医療機器が備えられているほか、必要に応じて臨床検査設備が設けられていること。 (1) 調理室は、火気を使用する部分が不燃材料を用いられていること (2) 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること	養護基準省令第11条 養護基準通知第2-2	<input type="checkbox"/> 調理室は基準を満たしていない	C
	27. 職員室は基準を満たしていること	職員室は、居室のある階ごとに居室に近接して設けられていること	養護基準省令第11条 養護基準通知第2-2	<input type="checkbox"/> 職員室は基準を満たしていない	C
	28. 廊下は基準を満たしていること	廊下の幅は、1.35m以上となっていること。ただし、中廊下の幅は、1.8m以上となっていること。	養護基準省令第11条 養護基準通知第2-2	<input type="checkbox"/> 廊下は基準を満たしていない	C
	29. 設備等に変更があった場合には、所轄庁に変更届を出していること	厚生労働省令で定める事項に変更を生じた時は、1ヶ月以内に届出ていること。	老人福祉法第15条の2	<input type="checkbox"/> 変更届を出していない	B
	30. 施設の運営規程を整備していること	運営規定には、次に掲げる重要事項を定めること。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 職員の職種、数及び職務の内容 (3) 入所定員 (4) 入所者の処遇の内容 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) その他施設の運営に関する重要事項	養護基準省令第7条 養護基準通知第1-6	<input type="checkbox"/> 運営規程が整備されていない（軽微な不備はB）	C
(2)施設長の責務	31. 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の一元的管理についての責務を負い、適切に職務を果たし、職員に対し必要な指揮命令を行っていること		養護基準省令第21条	<input type="checkbox"/> 施設長が負うべき責務について適切に職務を果たしていない <input type="checkbox"/> 職員に対する必要な指揮命令を行っていない	C C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3)生活相談員の責務	32. 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うとともに、右に掲げる業務を行っていること	生活相談員は次に掲げる業務を行っていること。 (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し介護保険法第8条第21項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第21項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めていること。 (2) 苦情の内容等の記録を行っていること。 (3) 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行っていること。	養護基準省令第22条 養護基準通知第5-8	<input type="checkbox"/> 生活相談員が負うべき責務について適切に職務を果たしていない	C
	33. 主任生活相談員は、前項の監査事項に規定された業務のほかに、入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うこと	生活指導員が配置されていない外部サービス利用型養護老人ホームにおいては、主任支援員が当該職責を果たすこと。	養護基準省令第22条 養護基準通知第5-8	<input type="checkbox"/> 主任生活相談員が追うべき責務について適切に職務を果たしていない	C
	34. 職員の勤務シフト表を作成していること	勤務表を原則として月ごとに作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び支援員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にしていること。	養護基準省令第23条 養護基準通知第5-9	<input type="checkbox"/> 職員の勤務シフト表が作成されていない（軽微な不備はB）	C
(4)勤務体制の確保	35. 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していること	研修機関が実施する研修や当該施設内における研修への参加の機会を計画的に確保するために、研修計画を策定していること。	養護基準省令第23条 養護基準通知第5-9	<input type="checkbox"/> 職員に対し、研修の機会を確保していない	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(5)非常災害対策	※ 指導監査実施年度又は前年度において、所轄の消防署による立入検査が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の監査項目については、指導監査の対象としない。 (ア) 防火管理者 (イ) 消防計画 (ウ) 避難訓練及び消火訓練の監査事項 39 の「避難訓練・避難訓練通報書」の提出 (エ) 消防用設備点検				
(ア) 防火管理者	36. 防火管理者(変更を含む)を選任し、所轄の消防署へ届け出ていること	防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出ること。解任したときも、同様とすること。	消防法第8条 消防法施行規則第4条	<input type="checkbox"/> 所轄の消防署に届け出ている <input type="checkbox"/> いない	C
(イ) 消防計画	37. 消防計画を作成(変更を含む)し、所轄の消防署へ届け出ていること	非常災害時における入所者の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定していること。	消防法第8条 消防法施行令第4条 消防法施行規則第3条	<input type="checkbox"/> 所轄の消防署へ届け出ている <input type="checkbox"/> いない	C
(ウ) 避難訓練	38. 避難及び消火の訓練を適切に実施し、記録していること	避難及び消火の訓練は、少なくとも年2回実施し、うち1回は夜間訓練(想定訓練でも可)を実施していること。	養護基準省令第11条 消防法施行令第4条 消防法施行規則第3条 社会福祉施設における火災防止対策の強化について	<input type="checkbox"/> 防災訓練(避難訓練を含む)を実施していない <input type="checkbox"/> 夜間(想定)避難訓練を実施していない <input type="checkbox"/> 訓練結果が記録されていない	C C B
	39. 防火管理者は、訓練を実施する場合には、あらかじめ、年2回、消防機関に「消火訓練・避難訓練通報書」を提出していること		消防法施行令第4条第3項 消防法施行規則第3条第10項及び第11項	<input type="checkbox"/> 通報書を提出していない	B
(エ) 消防用設備点検	40. 消防用設備等の点検は適切に実施し、法令等に基づき結果を消防署へ報告していること	消防設備等の法定点検及び自主点検が行われていること。 (1) 法定点検 消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期的に、消防設備士免状	消防法第17条 社会福祉施設における火災防止対策の強化について	<input type="checkbox"/> 法定点検を実施していない <input type="checkbox"/> 法定点検結果を届け出ている <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 自主点検を行っていない	C C B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(オ) 連携体制の整備	41. 消防計画に基づき関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員に周知していること	<p>の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に年2回点検させ、そのうち1回は結果を消防長又は消防署長に報告すること。</p> <p>(2) 自主点検 消防計画等に基づき定期的に自主点検を実施し、記録していること。</p> <p>火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底していること。又、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを行っていること。</p>	<p>養護基準省令第8条 養護基準通知第1-7</p>	<p><input type="checkbox"/> 通報、連絡体制を整備していない</p> <p><input type="checkbox"/> 通報、連絡体制を定期的に職員に周知していない</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(6) 循環式浴槽のレジオネラ症防止対策	42. 循環式浴槽を利用している場合は、レジオネラ症防止対策として水質検査を適切に実施し、結果を記録していること	<p>水質検査の頻度は次のとおりであること。</p> <p>(1) 毎日完全換水型→1年に1回以上 (2) 連日使用型→1年に2回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合、1年に4回以上）</p>	<p>社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について</p>	<p><input type="checkbox"/> 水質検査を実施していない（軽微な記録不備はB）</p>	<p>C</p>
(7) 衛生管理等	<p>※ 指導監査実施年度又は前年度において、保健所による監視等が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の項目については指導監査の対象としない。</p> <p>(ア) 衛生管理 (イ) 受水槽の管理</p>				
(ア) 衛生管理	43. 食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じているとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていること	<p>社会福祉施設を利用している者の使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じていること。</p>	<p>養護基準省令第24条 養護基準通知第5-10 社会福祉施設における衛生管理について 大量調理施設衛生管理マニュアル</p>	<p><input type="checkbox"/> 衛生上必要な措置を講じていない（軽微な不備はB）</p>	<p>C</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(イ) 受水槽の管理	44. つねに施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行っていること		養護基準通知第5-10	<input type="checkbox"/> 施設内外を清潔に保っていない <input type="checkbox"/> 年に1回以上大掃除を行っていない	B B
	45. 調理に従事するすべての職員に月1回以上腸内細菌検査(検便)を受けさせていること。	消化器系伝染病の予防のため、調理に従事する職員については、毎月定期的に腸内細菌検査(検便)を実施していること。 なお、検査項目は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O157とする。また、調理を委託する場合には、調理従事者及びその検査結果について把握していること。	養護基準通知第5-10 社会福祉施設における衛生管理について 大量調理施設衛生管理マニュアル	<input type="checkbox"/> 調理に従事するすべての職員に月1回以上の検便を受けさせていない。	C
	46. 受水槽の衛生管理を適切に行っていること	受水槽の設置者又は管理者は、専門業者による年1回程度の定期清掃及び残留塩素の有無の検査を行うこと。	養護基準省令第24条 養護基準通知第5-10 社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について	<input type="checkbox"/> 受水槽の衛生管理(清掃等)を行っていない	C
	47. あらかじめ協力病院を定めていること。また、協力歯科医療機関を定めるよう努めていること		養護基準省令第25条 養護基準通知第5-11	<input type="checkbox"/> 協力病院を定めていない <input type="checkbox"/> 協力歯科医療機関を定めるよう努めていない	C B
	48. 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること	養護老人ホームの職員は、職員でなくなった後における秘密保持について、雇用時等に明確に取り決め、誓約書の徴取、規程の整備等の必要な措置を講じていること。	養護基準省令第26条 養護基準通知第5-12	<input type="checkbox"/> 必要な措置を講じてない(軽微な場合はB)	C
(10) 苦情への対応	49. 苦情解決のための要綱等により、苦情解決体制を整備していること	苦情解決のための要綱等を整備し、以下の事項について規定していること。 (1) 苦情解決責任者を置き、苦情解決の責任主体を明確にするため理事長・施設長等とすること。 (2) 苦情受付担当者を置き、利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるた	社会福祉法第82条 養護基準省令第27条 養護基準通知第5-13 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	<input type="checkbox"/> 苦情解決のための要綱等を整備していない。(軽微な不備はB)	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	<p>50. 苦情解決について、適切に取り組んでいること。</p> <p>51. 行った処遇に関し、市から指導又は助言を受けた場合はこれに従って必要な改善を行っていること</p> <p>52. 市から求めがあった場合、前の監査事項にある必要な改善内容を市に報告すること</p> <p>53. 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査に協力していること</p>	<p>め、職員の中から任命すること。 (3) 苦情解決に社会性や客観性を確保し、適切な対応を推進するため、第三者委員会を設置していること。第三者委員は複数選任することが望ましいもの。 (4) 苦情解決体制について、施設内掲示、パンフレットの配布等により利用者に周知すること。 (5) 苦情の受付から解決までの経過を書面に記録すること。 (6) 苦情解決結果を少なくとも年1回第三者委員に報告し、記録すること。 (7) 定期的に苦情解決の結果を公表すること。</p> <p>苦情解決の手順は、苦情解決のために整備された要綱等の仕組みに則って取り組んでいること。</p> <p>運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するもので、これに協力していること。</p>	<p>社会福祉法第82条 養護基準省令第27条 養護基準通知第5-13 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について</p> <p>養護基準省令第27条</p> <p>養護基準省令第27条</p> <p>社会福祉法第83条 社会福祉法第85条 養護基準省令第27条</p>	<p><input type="checkbox"/> 苦情解決要綱等の仕組みに沿って行なわれていない。(軽微な場合はB)</p> <p><input type="checkbox"/> 必要な改善を行っていない</p> <p><input type="checkbox"/> 求めに応じず、報告していない</p> <p><input type="checkbox"/> 運営適正化委員会の調査に協力していない</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

入所者処遇

II 入所者処遇

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1. 処遇計画	1. 生活相談員が処遇計画の作成に関する業務を行っていること	指定居宅サービス等を利用している場合は、居宅支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画又は地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容に留意していること。	養護基準省令第15条 養護基準通知第5-2	<input type="checkbox"/> 処遇計画を作成していない <input type="checkbox"/> 生活相談員が作成に関する業務を行っていない	C C
	2. 入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し他の職員と協議の上、当該施設の行事及び日課等を含んだ処遇計画を作成していること		養護基準省令第15条 養護基準通知第5-2 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について	<input type="checkbox"/> 入所者の心身の状況等を勘案した処遇計画でない <input type="checkbox"/> 他の職員と協議した上で作成していない	C C
2. 処遇方針	3. 入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行っていること	養護基準省令第15条 養護基準通知第5-2	<input type="checkbox"/> 必要な見直しを行っていない	C	
	4. 入所者の処遇は、処遇計画に基づいて行い、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていること	養護基準省令第16条 養護基準通知第5-3	<input type="checkbox"/> 処遇計画に基づかない漫然又は画一的な処遇をおこなっている。	C	
3. 記録の整備	5. 入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇計画の目標及び内容や行事等を含む処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていること	養護基準省令第16条 養護基準通知第5-3	<input type="checkbox"/> 処遇上必要な事項について理解しやすい説明を行っていない	C	
	6. 養護老人ホームは、設備及び職員に関する諸記録を整備、保存していること	養護老人ホームは次に掲げる諸記録を整備していること。 また、(2)のウ、エ及びキからケを完結の日から2年間保存していること。 (1) 運営に関する記録 ア 事業日誌 イ 沿革に関する記録 ウ 職員の勤務状況、給与に関する記録 エ 条例、定款及び施設運営に必要な諸規程 オ 重要な会議に関する記録	養護基準省令第9条 養護基準通知第1-8	<input type="checkbox"/> 管理及び入所者に関する記録が整備されていない <input type="checkbox"/> 記録の整備に不備がある <input type="checkbox"/> 保管期間を守っていない	C B C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4. 入退所等	<p>7. 入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていること</p> <p>8. 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅に</p>	<p>カ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表</p> <p>キ 関係官署に対する報告書等の文書綴</p> <p>(2) 入所者に関する記録</p> <p>ア 入所者名簿</p> <p>イ 入所者台帳(入所者の生活歴、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの)</p> <p>ウ 処遇計画</p> <p>エ 処遇日誌(行った具体的な処遇の内容等の記録)</p> <p>オ 献立その他給食に関する記録</p> <p>カ 入所者の健康管理に関する記録</p> <p>キ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>ク 行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録</p> <p>ケ 入所者の処遇による事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(3) 会計経理に関する記録</p> <p>ア 収支予算及び収支決算に関する書類</p> <p>イ 金銭の出納に関する記録</p> <p>ウ 債権債務に関する記録</p> <p>エ 物品受払に関する記録</p> <p>オ 収入支出に関する記録</p> <p>カ 資産に関する記録</p> <p>キ 証拠書類綴</p>	<p>養護基準省令第14条 養護基準通知第5-1</p> <p>養護基準省令第14条 養護基準通知第5-1</p>	<p><input type="checkbox"/> 心身の状況等を把握に努めていない</p> <p><input type="checkbox"/> 居宅において日常生活を営むことができるかどうか</p>	<p>B</p> <p>B</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
5. 身体拘束	<p>おいて日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮していること</p>			<p>について配慮していない</p>	
	<p>9. 居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めていること</p>	<p>入所者が退所後に円滑に在宅での生活に移行できるよう、本人又は家族との話し合いの場を設ける等により、在宅復帰後における不安や疑問の解消を図るとともに、在宅における自立した日常生活の継続に資する助言や指導を行っていること。</p>	<p>養護基準省令第14条 養護基準通知第5-1</p>	<p><input type="checkbox"/> 円滑な退所のために必要な援助に努めていない</p>	B
	<p>10. 入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていること</p>	<p>主に主任生活相談員及び生活相談員が中心となって主治医をはじめとする保健医療サービスや福祉サービスを提供する者等と十分に連携を図り、継続的な支援を行う体制づくりを行うよう努めていること。</p>	<p>養護基準省令第14条 養護基準通知第5-1</p>	<p><input type="checkbox"/> 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていない</p>	B
	<p>11. 入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めていること</p>	<p>在宅において生活を営むうえで解決すべき問題を抱えている場合等には、地域包括支援センター等との連携を通じるなどして、必要に応じ、入所者又はその家族等に対し、健康、生活状況等に関する相談に応じる等の適切な援助に努めていること。</p>	<p>養護基準省令第14条 養護基準通知第5-1</p>	<p><input type="checkbox"/> 退所後の相談援助等に努めていない</p>	B
	<p>12. 入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないこと</p>		<p>養護基準省令第16条 養護基準通知第5-4</p>	<p><input type="checkbox"/> 入所者及び他の入所者の生命及び身体を保護するための緊急性がない場合に身体拘束を行っている</p>	C
6. 虐待	<p>13. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと</p>		<p>養護基準省令第16条 養護基準通知第5-4</p>	<p><input type="checkbox"/> 身体拘束に関する記録がない(軽微な不備はB)</p>	C
	<p>14. 高齢者虐待の防止のための措置を講じていること</p>	<p>高齢者虐待を防止するための直接処遇職員に対するケア向上や研修を実施して</p>	<p>高齢者虐待防止法第20条</p>	<p><input type="checkbox"/> 高齢者虐待のための措置を講じていない</p>	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
7. 食事	<p>15. 直接処遇職員等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市に通報していること</p> <p>16. 栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供していること</p>	<p>いること</p> <p>食事の提供は次の事項に留意し、行われていること。</p> <p>(1) 入所者の心身の状況、嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。 また、入所者の自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めていること。</p> <p>(2) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。 また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。</p> <p>(3) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降としていること。</p> <p>(4) 食事の提供に関する業務は養護老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができる。</p> <p>(5) 入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられ</p>	<p>高齢者虐待防止法第21条</p> <p>養護基準省令第17条 養護基準通知第5-4</p>	<p><input type="checkbox"/> 虐待に対する対応が不適切</p> <p><input type="checkbox"/> 食事の提供が不適切（軽微なものを除く）</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
8. 生活相談等	<p>17. 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていること。</p> <p>18. 要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むために必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行っていること</p> <p>19. 入所者の家族と連携を図るとともに、入所者とその家族との交流の機会を確保するよう努めていること</p> <p>20. 入所者の外出の機会を確保するよう努めていること</p> <p>21. 1週間に2回以上入所者を入浴させ、又は清しきしていること</p>	<p>ていること。</p> <p>(6) 入所者に対する、適切な栄養食事相談を行っていること。</p> <p>(7) 食事の内容については、当該施設の医師又は栄養士（入所定員が50人を超えない養護老人ホームであって、栄養士を配置していない施設において連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士）を含む会議において検討が加えられていること。</p> <p>必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、代わって行っていること。</p> <p>当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流する機会等を確保するよう努めていること。 また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮していること。</p> <p>入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、外出の機会を確保するよう努めていること。</p>	<p>養護基準省令第18条 養護基準通知第5-5</p> <p>養護基準省令第18条 養護基準通知第5-5</p> <p>養護基準省令第18条 養護基準通知第5-5</p> <p>養護基準省令第18条 養護基準通知第5-5</p> <p>養護基準省令第18条</p>	<p><input type="checkbox"/> 必要な相談その他の援助を行っていない</p> <p><input type="checkbox"/> 必要な支援を行っていない</p> <p><input type="checkbox"/> 入所者の家族との連携を図っていない <input type="checkbox"/> 入所者とその家族との交流の機会を確保するよう努めていない</p> <p><input type="checkbox"/> 入所者の外出の機会を確保するよう努めていない</p> <p><input type="checkbox"/> 1週間に2回以上の入浴及び清しきをしていない</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
<p>9. 居宅サービス等の利用</p> <p>10. 健康管理</p> <p>11. 事故発生時の対応</p>	<p>22. 教養娯楽設備を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行っていること</p>	<p>入所者の生活意欲の増進等を図るため、その身体的、精神的条件に応じた減退機能の回復訓練又は機能減退防止のための訓練に、つねに参加できるようにその機会を与えるとともに、日常生活及びレクリエーション行事の実施等に当たっても、その効果を配慮していること。</p>	<p>養護基準省令第18条 養護基準通知第4-5</p>	<p><input type="checkbox"/> レクリエーション行事を行っていない <input type="checkbox"/> 教養娯楽設備がない</p>	<p>C C</p>
	<p>23. 入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じていること</p>		<p>養護基準省令第19条 養護基準通知第5-6</p>	<p><input type="checkbox"/> 居宅サービスを受けるための必要な措置を講じていない</p>	<p>C</p>
	<p>24. 入所者について、入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を実施していること</p>	<p>健康診断は各人の身体的状況を考慮のうえ、「保険事業実施要領」の基本健康診査の検査項目に準じて行うこと。</p>	<p>養護基準省令第20条 養護基準通知第5-7</p>	<p><input type="checkbox"/> 入所時又は年に2回以上健康診断を実施していない（軽微な不備はB）</p>	<p>C</p>
	<p>25. 事故発生の防止及び発生時の対応のための指針を整備していること</p>	<p>事故の発生又はその再発防止のための指針は、次に掲げる項目を盛り込み整備されていること。</p> <p>(1) 施設における処遇に係る事故の防止に関する基本的な考え方 (2) 処遇に係る事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 (3) 処遇に係る事故の防止のための職員研修に関する基本方針 (4) 施設内で発生した処遇に係る事故、事故には至らなかったが事故が発生しそうな場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておく処遇に係る事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の処遇に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 (5) 処遇に係る事故発生時の対応に関する基本方針</p>	<p>養護基準省令第29条 養護基準通知第5-15</p>	<p><input type="checkbox"/> 指針を整備していない（軽微な不備はB）</p>	<p>C</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
12. 衛生管理等	26. 事故発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備していること	(6) 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 (7) その他処遇に係る事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底していること。又、防止策を講じ、その効果について評価していること。	養護基準省令第29条 養護基準通知第5-15	<input type="checkbox"/> 事故の発生防止及び発生時の対応のための体制を整備していない <input type="checkbox"/> 体制に不備が認められる	C B
	27. 事故発生防止のための委員会を設置していること		養護基準省令第29条 養護基準通知第5-15	<input type="checkbox"/> 事故発生防止検討委員会を設置していない	C
	28. 事故発生の防止のための職員に対する研修が定期的に行われていること	事故発生の防止のための職員研修を、指針規定する基本方針に基づき定期的を実施し、研修の実施内容を記録していること。	養護基準省令第29条 養護基準通知第5-15	<input type="checkbox"/> 定期的に研修を実施していない <input type="checkbox"/> 研修の実施内容に関する記録がない（一部に不備がある場合はB）	C C
	29. 入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市及び入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていること		養護基準省令第29条 養護基準通知第5-15	<input type="checkbox"/> 市及び入所者の家族等に連絡していない <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない	C C
	30. 発生した事故について記録していること		養護基準省令第29条 養護基準通知第5-15	<input type="checkbox"/> 事故について記録していない	C
	31. 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていること		養護基準省令第29条 養護基準通知第5-15	<input type="checkbox"/> 損害賠償に応じていない	C
	32. 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（「感染対策委員会」という。）を設置していること。	施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員等幅広い職種により構成されていること。	養護基準省令第24条 養護基準通知第5-10	<input type="checkbox"/> 委員会が設置されていない <input type="checkbox"/> 構成員に不備がある	C B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	<p>33. 感染対策委員会の構成員の責務及び役割分担が明確になっていること</p> <p>34. 専任の感染対策担当者を定めていること</p> <p>35. 感染対策委員会は運営委員会等他の委員会と独立して設置、運営されていること</p> <p>36. 感染対策委員会をおおむね3か月に1回開催していること</p> <p>37. 感染対策委員会での検討結果を介護職員及びその他の職員に周知していること</p> <p>38. 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していること</p>	<p>辞令、事務分担等により責務及び役割分担が明確になっていること。</p> <p>事故発生の防止のための委員会と一体的に設置・運営することは差し支えない。</p> <p>感染対策委員会をおおむね3か月に1回開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案し必要に応じ随時開催すること。</p> <p>次に掲げる内容を備えた感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていること。 (1) 平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境整備、排せつ物の処理、血液・体液の処理等）日常のケアにかかる感染症対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排せつ物（便）などに触れるときの手洗の基本、早期発見のための日常の観察項目）等が明記されていること。 (2) 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染症拡大の防止、医療機関や保健所、市における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が明記されていること。 (3) 発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を明記す</p>	<p>養護基準省令第24条 養護基準通知第5-10</p> <p>養護基準通知第5-10</p> <p>養護基準通知第5-10</p> <p>養護基準省令第24条 養護基準通知第5-10</p> <p>養護基準省令第24条 養護基準通知第5-10</p> <p>養護基準省令第24条 養護基準通知第5-10</p> <p>高年齢者介護施設における感染対策マニュアル</p>	<p><input type="checkbox"/> 責務及び役割分担が明確でない</p> <p><input type="checkbox"/> 専任の感染対策担当者が定められていない</p> <p><input type="checkbox"/> 独立して設置運営していない</p> <p><input type="checkbox"/> おおむね3か月に1回開催されていない <input type="checkbox"/> 検討結果が記録されていない（軽微な不備がある場合はB）</p> <p><input type="checkbox"/> 検討結果が職員に周知されていない</p> <p><input type="checkbox"/> 指針が整備されていない（軽微な不備がある場合はB）</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
13.その他	<p>39. 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施していること</p> <p>40. 調理や清掃等の受託業者に当該施設の指針の周知徹底が図られていること</p> <p>41. 感染症や既往の入所予定者が入所する場合、感染対策担当者は、当該感染症に関する知識、対応等について周知していること</p> <p>42. その他利用者処遇に関する不適切な事項がないこと</p>	<p>ること</p> <p>支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修は、指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上実施するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施し、研修の実施内容を記録していること。</p>	<p>養護基準省令第24条 養護基準通知第5-10</p> <p>養護基準通知第5-10</p> <p>養護基準通知第5-10</p>	<p><input type="checkbox"/> 年2回以上研修を実施していない</p> <p><input type="checkbox"/> 新採用時に研修を実施していない</p> <p><input type="checkbox"/> 研修の実施内容の記録がない（軽微な不備がある場合はB）</p> <p><input type="checkbox"/> 受託業者に指針の周知徹底を図っていない（軽微な不備がある場合はB）</p> <p><input type="checkbox"/> 感染対策担当者が、知識、対応等を周知していない（軽微な不備がある場合はB）</p> <p><input type="checkbox"/> 不適切な事項がある（軽微な場合はB）</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

職 員 処 遇

Ⅲ 職員処遇

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
<p>1. 就業規則 (1) 就業規則（給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む）の整備</p>	<p>1. 就業規則（給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む）を整備していること</p> <p>2. 必要事項の記載等、内容が適正であること</p>	<p>常時職員10人以上の施設にあっては就業規則（給与規程、育児介護休業規則等を含む。）の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。</p> <p>就業規則に必ず記載しなければならない事項が、記載されていること。</p> <p>1 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇（産休、育児休業、介護休業、子の看護休業含む。）並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項</p> <p>2 賃金に関する事項…賃金（臨時の賃金等を除く）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項</p> <p>3 退職に関する事項…退職の条件及び方法、解雇の条件及び方法（高年齢者等の雇用の安定に関する法律を含む。）</p> <p>次の任意的必要記載事項については、記載が義務付けられていないが、定めをする場合は必ず就業規則に記載しなければならないこと。</p> <p>① 退職手当の定めをする場合は、適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払方法並びに手当の支払の時期に関する事項</p> <p>② 臨時の賃金等（退職手当を除く）及び最低賃金額の定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>③ 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>④ 安全及び衛生に関する定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>⑤ 職業訓練に関する定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>⑦表彰及び制裁の定めをする場合は、その種類及び程度に関する事項</p> <p>⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項</p>	<p>労働基準法第89条</p>	<p>・就業規則が整備されていない。</p> <p>・就業規則の内容に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
	3. 作成、変更した就業規則は、理事会での議決を得ていること	使用者は、常時10人以上の労働者を使用する場合は、遅滞なく、労働者を代表する者の署名又は記名押印のある意見を記した書面を添付し、就業規則を労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。	定款準則第9条備考	・就業規則の作成、変更に当たり理事会の議決を得ていない。	B
	4. 作成、変更した就業規則は、労働基準監督署に届け出ていること		労働基準法施行規則第49条	・労働者を代表する者の意見を記した書面を添付し、労働基準監督署に届け出をしていない。	B
	5. 作成、変更した就業規則は、職員に周知していること	使用者は、就業規則を常時、各作業場の見やすい場所へ掲示し又は備え付けること、書面を交付すること等によって、職員に周知させなければならないこと。	労働基準法第106条	・職員への周知が不十分である。	B
	6. 就業規則の内容と実態が一致していること。 (1) 初任給が規程どおりであること (2) 昇給、昇格は規程どおりであること (3) 諸手当は規程どおりであること	就業規則（給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む。）の内容と実態が一致していること。		・就業規則の内容と実態が一致していない。(軽微なものはB)	C
(2) 労働時間	7. 職員の労働時間は、所定労働時間を超えていないこと	使用者は、職員に休憩時間を除き1日8時間、1週間について40時間を超えて、労働させてはならないこと。	労働基準法第32条	・所定労働時間を超えている。	C
(3) 労使協定等	8. 時間外労働及び休日労働を行う場合は、職員の過半数を代表する者との書面による協定を締結し、労働基準監督署に届け出をしていること	使用者は、時間外労働及び休日労働を行う場合は、職員の過半数を代表する者との書面による協定を締結し、労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。	労働基準法第36条	・時間外労働及び休日労働を行う場合の届け出をしていない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
(4) 休日・休憩	9. 賃金から給食費や親睦会費等の法令で定められているもの以外の控除をする場合は、賃金控除協定を締結していること	賃金から給食費や親睦会費等法令で定められている税金、社会保険料以外を控除する場合は、あらかじめ労使で書面による協定を締結する必要があること。	労働基準法第24条	・賃金控除協定を締結していない。	B
	10. 変形労働時間制を行う場合は、労使協定等により必要事項を定め、必要な手続きがとられていること	1ヶ月単位の変形労働時間制を行なう場合は、就業規則その他これに準ずるもの又は労使協定により、期間を1ヶ月以内とし変形期間を平均して1週あたりの労働時間が40時間を超えない範囲で、各日・各週の労働時間を予め特定することにより、採用できる制度で、労使協定によった場合は、これを労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。 また、1年単位の変形労働時間制を行なう場合は、労使協定により、期間を1年以内とし、変形期間を平均して1週あたりの労働時間が40時間を超えない範囲で、労使協定(①対象となる労働者の範囲②対象期間③特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間)④対象期間における労働日及び当該労働日ごとの所定労働時間⑤労使協定の有効期間)を締結し、これを労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。	労働基準法第32条の2 労働基準法第32条の4	・変形労働時間を採用している場合に必要な手続きがとられていない。	B
	11. 職員の休憩時間及び休日は、適切に与えられていること	1 休憩時間…使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。 2 休日…使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。(4週間を通じ4日以上の日を与える使用者については適用しない) 3 年次有給休暇…請求があった場合は、適切に付与されていること。 4 産前産後休暇、育児時間、育児休業・介護休業等の請求があった場合は、適切に付与されていること。	労働基準法第34条 労働基準法第35条 労働基準法第39条 労働基準法第65条、労働基準法第67条、育児・介護休業法	・休憩時間及び休日が適切に与えられていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
2. 人事管理	12. 職員の採用に際し、職務内容、給与等の労働条件を明示していること	<p>使用者は、労働契約の締結に際し、労働者（短時間労働者を含む）に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないこと。</p> <p>1 労働契約の期間に関する事項 2 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 3 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 4 賃金（退職手当及び第五号に規定する賃金を除く以下この号において同じ）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 5 退職に関する事項（解雇の事由を含む）</p>	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条	<ul style="list-style-type: none"> 労働条件を明示していない。 労働条件の明示に一部不備がある。 	C B
	13. 労働関係に関する重要な書類を作成し、3年間保存していること	<p>使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存していること。</p>	労働基準法第107条 労働基準法第109条	<ul style="list-style-type: none"> 労働関係に関する重要な書類を3年間保存していない。 	B
	14. 雇入れ時の健康診断は、適切に行われていること	<p>常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。（医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない）</p>	養護基準通知第5-7 労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条	<ul style="list-style-type: none"> 雇入れ時の健康診断が実施されていない。 	B
3. 衛生管理 (1) 職員の健康診断	15. 定期健康診断は、適切に行なわれていること	<p>定期健康診断は1年以内ごとに1回の実施が求められているが、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。</p>	養護基準通知第5-7 労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第44条、第45条	<ul style="list-style-type: none"> 定期健康診断が行われていない。 	B
	16. 短時間労働者等の健康診断は、適切に行なわれていること	<p>なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に健康診断を行うこと。</p>	パートタイム労働指針第3-1-(9)（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」等に基づく適切な対応について）	<ul style="list-style-type: none"> 短時間労働者等の定期健康診断が行われていない。 	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
(2) 衛生管理者等の選任	17. 労働者を常時50人以上使用する事業者は定期健康診断結果を労働基準監督署に報告していること	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断（定期のものに限る）を行なったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	労働安全衛生規則第52条	・労働基準監督署へ報告していない。	B
	18. 労働者が常時50人以上の職場は、産業医及び衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出ていること		労働安全衛生法第12条、13条	・産業医、衛生管理者を選任していない。 ・労働基準監督署に届け出していない。	B B
	19. 労働者が常時50人以上の職場は、衛生委員会を設置し、月1回開催していること		労働安全衛生法第18条 労働安全衛生法施行令第9条 労働安全衛生規則第22条	・衛生委員会を設置していない。 ・衛生委員会を月1回開催していない。	B B
	20. 労働者数が10人から49人の職場は衛生推進者を選任していること		労働安全衛生法第12条の2	・衛生推進者を選任していない。	B

会 計 編

IV 会計編

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
1. 会計処理 (施設経理区分) ア) 経理規程	1. 経理規程を制定していること	社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準、指定介護老人福祉施設会計処理等取扱指導指針等、各種関係通知に基づき、会計処理のために必要な事項について、経理規程を作成していること。	定款準則第12条備考一 (評議員会の権限の条)、第21条 定款準則第20条 会計基準(局長通知)3-(1)、4-(1) 会計基準(課長通知)1-(1) 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成12年2月17日社会・援護局企画課長等連名通知) 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について」(平成12年12月19日社会・援護局施設人材課長等連名通知)	・経理規程が整備されていない。 ・経理規程の一部に不備がある。	C B
イ) 管理組織の確立	2. 施設経理区分に会計責任者が置かれていること。なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部けん制組織が確立されていること	会計責任者は理事長により任命されており、辞令の交付、事務分担表に記載する等その権限を明確にしていること。 会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制組織を確立していること。	会計基準(課長通知)1-(1)	・会計責任者が設置されていない。 又は出納職員と兼務している。 ・任命書類が確認できない。	C B
ウ) 現金の保管	3. 施設経理区分の現金保管については、保管責任が明確にされていること	現金保管については、事故防止等の観点から保管責任が明確になっていること。	会計基準(課長通知)1-(1)	・保管責任が明確になっていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
エ) 施設経理区分の収入、支出	4. 日々入金した金銭は、これを直ちに支出に充てることなく経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れていること		310号通知	・支出に充てている。 ・経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れられていない。	B B
	5. 小口現金の保有額は、経理規程に定める限度額を超えていないこと		310号通知	・恒常的に保有限度額を超えている。	B
	6. 施設経理区分の全ての収入及び支出は、会計責任者の承認を得ていること	証憑書類を添付し、会計責任者の認印(承認)を受けていること。	310号通知	・会計責任者の認印(承認)を受けていない。	B
	7. 施設経理区分の会計伝票及び請求書等の証憑書類は、適正に整備し保管していること	会計伝票の内容と証憑書類の内容が一致していること。証憑書類は会計記録との関係を明らかにし、整理保存していること。	会計基準第3条 310号通知	・会計伝票、証憑書類が適正に整備、保管されていない。(軽微な不備がある場合はB)	C
	8. 経理規程に定める権限者に月次報告が行なわれていること	資産、負債、の残高管理、財政状況の把握、予算執行管理の観点から毎月適正な時期に月次試算表を作成し、理事長等経理規程で定められた権限者に報告していること。	310号通知	・権限者に月次報告が行なわれていない。	C
オ) 固定資産	9. 施設の固定資産は、固定資産管理台帳等に記載され、適正に管理されていること	適正な資産評価及び減価償却費の計上を行うために、各法人において固定資産管理台帳等の台帳を整備し、固定資産(耐用年数1年以上、かつ、1個若しくは1組の金額が10万円以上の資産)の増減を適切な経理区分に計上し、管理していること。	6号通知2	・固定資産が適正に管理されていない。(軽微なものはB)	C
	10. 施設経理区分の固定資産の物品の廃棄は、理事長など廃棄処分権限者の承認を得て、適正に処分していること(法人運営に重大な影響があるものは理事会の承認を得ること)	固定資産の物品の廃棄は、理事長など廃棄処分権限者の承認を得て、適正に処分していること。	310号通知	・廃棄処分権限者の承認を得ていない。(法人運営に重大な影響があるものはC)	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
カ) 寄附金	11. 金銭の寄附は、寄附目的により経理区分の帰属を決定し、当該経理区分の寄附金収入としていること		6号通知1-(5)①	・寄附金を計上していない。(計上漏れ等状況によりB) ・経理区分が適切でない。	C B
	12. 寄附申込者の意思を寄附申込書等により明確に確認するとともに寄附金収入台帳(明細表)を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理していること	寄附金等を收受した場合には、寄附者から寄附申込書を受けるとともに、寄附金収入明細表を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理すること。	6号通知1-(5)②	・寄附金台帳(収入明細表)を作成していない。 ・寄附金台帳に不備がある。	C B
	13. 物品寄附は、取得時の時価により金額換算し収入処理を行っていること(飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上寄附金収入として扱うことが不適当なものを除く)	寄附物品については、取得時の時価により寄附金収入に計上するとともに、当該物品の用途目的に応じて対応する支出科目に計上することとする。(飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上寄附金収入として扱うことが不適当なものを除く。)	6号通知1-(5)②	・物品寄付を適正に収入計上していない。	B
	14. 金銭の収入に際しては、領収書を発行していること	金銭の収入に際しては、会計責任者(出納職員を設けている場合は出納職員)の認印を受けた領収書を発行していること。	310号通知	・領収書を発行していない。	B
	15. 寄附の受領に際して、原則、法人で定めた権限者による承認が行われていること		310号通知 定款準則第9条(備考)	・法人で定める権限者による承認が行われていない。	B
	16. 設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと		指導監査徹底通知5-(4)-エ	・寄附金を強要している。	C
	17. 社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約を締結した相手(建設請負業者)から、多額の寄附を受けていないこと	社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約した相手方から多額の寄附を受けることは、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されている。	指導監査徹底通知5-(2)-イ	・建設請負業者等から、多額の寄附を受けている。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定								
キ) 契約事務	18. 契約については、原則、一般競争入札又は指名競争入札としていること	<p>随意契約ができる場合の一般的な基準は次のとおりで、それ以外は入札とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>2 食料品・物品等の買入れ</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>3 前各号に掲げるもの以外</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を公告して申し込みさせることにより、一般競争入札に付さなければならないこと。</p>	契約の種類	金額	1 工事又は製造の請負	250万円	2 食料品・物品等の買入れ	160万円	3 前各号に掲げるもの以外	100万円	7号通知1(3)ア	<ul style="list-style-type: none"> 入札を行っていない。 入札に不備がある。 	C B
	契約の種類	金額											
	1 工事又は製造の請負	250万円											
	2 食料品・物品等の買入れ	160万円											
3 前各号に掲げるもの以外	100万円												
19. 理事長以外の者が契約を締結している場合は、理事長から委任を受けていること。また、辞令等で委任の範囲が明確になっていること	<p>理事長又は契約担当者(理事長の委任を受けた者)以外の者が契約していないこと。また、職員に委任する場合は、辞令等でその委任の範囲が明確になっていること。</p>	7号通知1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 委任を受けず、理事長以外の者が契約を締結している。 委任の範囲が明確になっていない。 	B B									
20. 価格による随意契約の場合、複数の業者から見積書を徴し、適正な価格を客観的に判断するとともに、競争入札が適当でない理由、見積業者選定の理由が明確となっていること	<p>価格における随意契約は、2社以上の業者から見積を徴し比較する等、適正な価格を客観的に判断し、契約が経理規程に基づいた合理的な理由により行われているとともに執行伺い等に理由が明確になっていること。なお、継続的な取引を随意契約で行なう場合には、その契約期間中に必要に応じて価格の調査を行う等、適正な契約の維持に努めていること。</p>	7号通知1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 適正な価格を客観的に判断していない。 随意契約の理由が明確でない。 	C B									
21. 契約締結時において契約書、請書等で契約の履行が確保されていること	<p>経理規程に定める額を超える契約を行う場合は相手方と契約書を取り交わしていること。契約書の作成を必要としない場合でも軽微な契約を除き、請書等を徴していること。</p>	310号通知	<ul style="list-style-type: none"> 契約書が作成されていない。 請書等を徴していない。 	C B									
2. その他	22. その他、会計処理に関する事で不適切な事項がないこと	<p>会計処理は、法人が定める経理規程に基づいて適正に処理されていること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 不適切処理がある(軽微な場合はB) 	C								

措置費（運営費）支弁対象施設会計

V 措置費（運営費）支弁対象施設会計

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
<p>1. 措置費（運営費）支弁対象施設</p> <p>(1) 措置費（運営費）支弁対象施設の会計基準の適用</p>	<p>1. 施設の土地、建物に係る支出は、各施設経理区分に計上していること</p> <p>2. 経理区分毎の積立金（人件費積立・施設整備等積立金）は、積立金の累計額が把握できるよう明細表を作成していること</p> <p>3. 措置施設繰越特定預金は、貸借対照表に計上している人件費積立金、施設整備等積立金の合計額と同額を計上していること</p> <p>4. 社会福祉施設等整備補助制度等による各種補助金は、補助金の目的に従って該当する施設経理区分の収入としていること</p> <p>5. 借入金に係る会計処理は、使途目的に従って各経理区分において、経理を行っていること</p>	<p>措置費支弁対象施設については、施設の土地、建物に係る支出は各施設経理区分に計上していること。</p> <p>0312002号（問5）の取扱いをする法人については、従来とおり人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金とする。</p> <p>0312002号（問5）の取扱いをする法人については、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金の合計額と同額を計上していること。</p>	<p>9号通知2</p> <p>9号通知3</p> <p>9号通知4</p> <p>9号通知6</p> <p>9号通知7</p>	<p>・施設の土地、建物に係る支出を各施設経理区分に計上していない。</p> <p>・積立金明細表を作成していない。</p> <p>・措置施設繰越特定預金額が貸借対照表と一致していない。</p> <p>・補助金の目的に従った施設経理区分の収入としていない。</p> <p>・借入金に係る会計処理が、使途目的に従った経理区分で経理が行なわれていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
(2)運営費の弾力運用要件	6. 運営費の弾力運用に当たっては、要件を満たしていること	<p>運営費の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められること。(エについてのみ要件を満たさない場合は課長通知に定めるところによるものとする。)</p> <p>(1)「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」及び関係法令に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。</p> <p>(2)「老人福祉施設に係る指導監査について」等、関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。特に入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。</p> <p>(3)社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表、収支計算書が公開されていること。</p> <p>(4)毎年度、次の①又は②が実施されていること。</p> <p>①「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。</p> <p>②「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に基づき、第三者評価を受診し、その結果の公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。</p>	運営費局長通知1 (0312001号通知)	・弾力運用の要件を満たしていない。	C
(3)弾力運用の使途範囲	7. 運営費の弾力運用の使途は、当該施設における人件費、管理費、事業費に限られていること	<p>人件費は、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費支出されるもので管理費は、物件費・旅費等施設の運営に必要な経費に支出されるもので、事業費は、入所者の処遇に必要な一切の経費支出されるものであるが、各区分に関わらず、当該施設における人件費、管理費又は事業費に充てることができる。</p>	運営費局長通知3 (1)	・弾力運用の使途要件を満たしていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
	8. 運営費は、使用計画を作成の上、人件費積立金、施設整備等積立金に積立していること	運営費は、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、人件費積立金、施設整備等積立金に積立していること。	運営費局長通知3(2)	・使用計画が作成されずに人件費積立金、施設整備等積立金に積立られている。	B
	9. 各積立金について、目的以外に使用する場合は、理事会において承認されていること	各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査のうえ、法人経営上止むを得ないものとして承認されていること。	運営費局長通知3(2)	・積立金を目的以外に使用する場合は、理事会で承認されていない。	C
	10. 運営費を独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当する場合は、民間施設給与等改善費として加算された額を限度としていること	運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設等の整備等に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができる。	運営費局長通知3(3)	・運営費の借入金の償還金、その利息の充当額は、民改費として加算された額を超えている。	C
	11. 施設経理区分において発生した預貯金の利息等の収入を充当する場合は、要件を満たしていること	施設経理区分において発生した預貯金の利息等の収入については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業や介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費に充当することができる。	運営費局長通知3(4)	・預貯金の利息等の収入の用途要件を満たしていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
(4) 前期末支払資金残高	12. 前期末支払資金残高を経費に充当する場合、理事会の承認を得ていること	前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営費に支障が生じない範囲において、(1) 法人本部の運営に要する経費(2) 同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費(3) 同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費以下の経費に充当することができる。	運営費局長通知4	・前期末支払資金残高を経費に充当する場合に理事会の承認を得ていない。	C
	13. 取崩の使途が適正であること			・前期末支払資金残高の使途が適正でない。	C
	14. 公益事業への充当額が前期末支払資金残高の10%以内になっていること		運営費局長通知4	・公益事業への充当額が前期末支払資金残高の10%以上になっている。	C
	15. 当期末支払資金残高の保有は、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以内になっていること		運営費局長通知4	・当期末支払資金残高の保有が、運営費収入の30%以上になっている。	C
(5) 運営費の管理・運用	16. 運営費の管理・運用については、安全確実でかつ換金性の高い方法で行なっていること	運営費の管理・運用については、銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等のリスクが大きいものは認められない。	運営費局長通知5(1)	・運営費の管理・運用を、安全確実でかつ換金性の高い方法で行なっていない。	C
	17. 運営費を他の経理区分に繰替え使用をした場合は、年度内に補填していること			運営費局長通知5(2)	・運営費を年度内に補填していない。 ・運営費を法人外に貸付している。